



Title	月刊DRF 第49号
Author(s)	デジタルリポジトリ連合
Issue Date	2014-09-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73602
Type	periodical
Note	事務局: 北海道大学附属図書館; http://drf.lib.hokudai.ac.jp/ で公開したもの
File Information	DRFmonthly_49_rev.pdf



[Instructions for use](#)



月刊 DRF

Digital Repository Federation Monthly

第49号

No. 49 February 2014

【特集】必見！博士論文インターネット公表 Q&A

【トピックス】クリエイティブコモンズ4.0/ OAの拡大を支えるもの

【連載】かたつむりとオープンアクセスの日常 第5回

「利用半減期が長い論文は、長く読まれ続ける論文ではない」

特集

必見！

博士論文インターネット公表 Q&A

2013年4月から学位授与大学に義務付けられた博士論文のインターネットによる公表、スタートからもうすぐ1年になるところですが、進め方にはまだ手探り状態のこともあると思います。

今回の特集では、各大学で行われた学位被授与者向け説明会での質疑や、各大学のリポジトリ担当者に実際に寄せられたQ&Aを集めてみました。

これから登録を始める方も始めている方も、同じ課題を共有し、よりいっそうの博士論文OA化をはかっていければと思います。なお、回答は一例であり、大学によって事情の異なる場合があることを予めご了解ください。

転載・再利用

Q: 出版刊行されている、または出版刊行が予定されている論文を博士論文の一部又は全部として利用する場合、公表に当たって出版社の許諾を得る必要がありますか？

A: 出版時に交わした契約内容によります。契約書をよくご確認ください。

少しでも曖昧な点がある場合は、出版社と協議されることをお勧めします。

担当者のつぶやき①: 今回のQ&Aをまとめるにあたり今までの相談事例を洗い出したところ、純粹にインターネット公表に関する質問は少なく、多くは博論執筆段階での著作権（引用や転載）に関する質問でした。これらは、出版時に交わす契約内容によるもので、分野により慣例が違うことも多く、一般化できないケースばかりなので、その都度調べながら回答しています。



学位論文の公表とは

Q: 博士論文として提出するものとリポジトリで公表するものは同じものでなければいけませんか？

A: その通りです。学位が授与された論文とリポジトリで公表するものは同一である必要があります。



Q: (前項に関連して) 例えば、雑誌発表論文の抜き刷りを博士論文として提出しましたが、著者最終原稿ならリポジトリ公表しても良いようです。著者最終原稿を博士論文の全文としてリポジトリ公表してもよいでしょうか？

A: 著者最終原稿は、たとえ内容がほとんど同じでも、雑誌発表論文と同一とはみなされません。学位が授与された論文と同一でないため、このケースでは著者最終原稿を博士論文の全文としてリポジトリ公表することはできません。

担当者のつぶやき②: 執筆段階での著作権に関する質問については、正直なところ、この先もリポジトリ担当の個別対応でいいのだろうか、とも考えています。論文執筆に関わることなので、昨年度は、リテラシー教育担当グループと協力して「博論執筆者のための著作権講習会」を実施しました。今後は、これまでの相談事例を博論指導に活かしていただけるよう、教員に働きかけていく予定です。



説明会のようす
(広島大学の例)

やむを得ない事由

Q: 「やむを得ない事由」で全文が公表できない場合に提出する「要約」は「内容の要旨」とどのように違うのでしょうか？

A: 「内容の要旨」は学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条により、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、「授与機関が」公表するものです。一方「内容の要約」は学位規則第九条二項により、やむを得ない事由がある場合に「博士の学位を授与された者が」一年以内に博士論文の全文に代えて公表するもので、その公表に際しては学位授与機関の承認を得る必要があります。両者の最も大きな違いは公表主体であり、性質の異なるものであることをご理解ください。

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）抜粋
 第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

Q: 学位を授与された論文を出版しようと思っているが、学位授与時点では具体的な出版の話が無い場合、論文の全文を公表しなくてはならないでしょうか？

A: 図書として具体的な出版の話が無い場合に、やむをえない事由と認定されるかどうかは、各大学の判断となります。

事例として、「出版の意志がある場合は、『学術雑誌等へ掲載されている、または掲載が予定されている場合』に該当するため全文を公表する必要はない。ただし、出版のための補助金の獲得申請や出版社との交渉等の努力を継続している場合に限る。」としている大学もあるようです。



公表のタイミング

Q: 全文の提出時期について、平成25年3月までは1年以内に公表ということでしたが、改正後は学位授与後すぐに公表する必要があるのでしょうか？

A: 学位授与から全文の公表までの期間は今回の学位規則改正では変更されておりません。改正前と同様、1年以内に全文を公表することになります。

※「やむを得ない事由」により全文を1年以内に公表できない場合は、全文に代わる要約を1年以内に公表する必要があります。

ご近所の 博論OA事情

大阪大学附属図書館の小笠原静華さんに聞きました

本学では、学生部、各研究科の担当と図書館リポジトリ担当で、大学としての対応方法を相談しました。早めに話し合いを始めた結果、4月には下記のような「学位申請から博士論文公表までの流れ」を決めることができました。また、学位規則にあわせて改正した本学の学位規程には、博士論文を機関リポジトリから公表することが明記されました。

- ①学位申請者が、申請時に博士論文の電子データと博士論文のインターネット公表可否に関する書類を研究科の担当部署に提出。
- ②各研究科の担当部署が、学位授与に関する教授会議決の報告時に、博士論文公表可否の報告書と博士論文データを学生部に送付。（「やむを得ない事由」のため要旨のみ公表の場合は、研究科教授会で承認を得ることになる）
- ③学生部で公表可否に関する情報と博士論文データを取りまとめ、図書館に送付。
- ④図書館で、学生部からの情報を元に、博士論文の機関リポジトリへの登録を行う。また、やむを得ない事由が解消された場合は、学位授与者が各研究科に連絡を行い、図書館へは学生部を通して連絡が来ることになっています。

規則改正から、まもなく約1年となります。今年度にてできた問題点等も踏まえて、博士論文公表のスムーズな流れを作っていきたいと思います。

小笠原さんと
大阪大IRキャラ OUKAちゃん



クリエイティブ・コモンズ4.0! 機関リポジトリでの対応は?

すでに国内でも注目されているように、2013年11月にクリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス) のバージョンが改訂され、新しくバージョン4.0(CC4.0)が発表されました。バージョン4.0、国際的に堅牢に、すなわち私法体系の異なる国や地域(法域)においても同様に理解しうるものとして設計されています。

また、CC BY (表示、または帰属) ライセンスによりコンテンツを再利用する際に必要な表示事項に、いくらかの変更が加えられています。例えばバージョン4.0では、著作者の表示、ライセンスの表示、ライセンスへのリンクに加え、著作物のタイトルの表示が推奨されています。

北海道大学では、資料提供・公開細則において、可能であればCCライセンス日本法準拠版「表示-非営利-同一条件許諾」(CC BY-NC-SA 2.1 JP) で公開することとなっています。これにより、雑誌掲載論文など出版社等に著作権があるものを除いて、著者に著作権があるコンテンツは上記ライセンスの下で公開されています。

ただし、日本法準拠版であること、またライセンスを表示するリンク先が日本語だったため、国外の利用者にはわかりにくいものでした。

バージョン4.0で国際的に運用可能なライセンスとなったことで、そのライセンスが付与されたコンテンツはより広く(再)利用されるという期待があります。本学の学術成果をより広く発信するために、CC 4.0の採用を検討したいと考えています。

また、ライセンスへのリンク先も、日本語画面と英語画面でそれぞれのライセンス表示画面にリンクさせることができ、今回の改訂の主眼であった、よりユーザフレンドリーなものにできるでしょう。

参考:

What's New in 4.0 (Creative Commons) <http://creativecommons.org/Version4>

CCライセンスが6年振りに改定, 4.0版に
(カレントアウェアネス-E. No. 251 E1516 2013.12.26)

<http://current.ndl.go.jp/e1516>

文: 三隅健一 (北海道大学附属図書館)



この作品はクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

OAの拡大を支えるもの

パブリックアクセスの拡大が続くアメリカ^[1]で、1月、新たな進展がありました。労働省・健康・人的サービス省・教育省およびその関連機関管轄の、研究予算が年間1億ドルを超す機関に対して、政府の助成を受けた研究成果論文について、著者最終稿の提出と、出版後12カ月以内のOA化を定めるポリシーを策定するよう求める方針が、2014年統合予算法修正案^[2]において示されました。これにより、アメリカの公的研究助成(年間総額600億ドル)を受けた研究成果の半分超がOA化されることとなります。OA推進者からは概ね歓迎されつつ、エンバーゴ期間の差などでより強力な内容を持つFASTR^[3]の成立を引き続き推進していくコメント^[4]も出されています。出版者サイド^[5]からは、OSTPと異なりエンバーゴ期間が分野間の差異なく一律12カ月と決められていることへの不満や、要件が異なる複数の義務化方針に対応する研究者の負担が増すとの懸念が示され、PMCの成功は出版者の協力あってのものだ(著者自身によるアーカイブ率は20%未満)との主張がなされています。

他方、昨年末には、論文共有サイトAcademia.eduやいくつかの大学に対し、Elsevier社が、契約上認められていない出版者版PDFがWeb公開されているとして該当論文の削除要請を行ったことが話題になりました。Elsevier社は、削除要請は今回が特別ではなく定期的に行っていること、教育目的や会議では出版社版PDFを、アーカイブサイトやリポジトリ登録には著者稿を利用でき(Green OA)、さらにOA出版なら制限なく出版社版PDF論文を利用できるなど、成果物の共有には複数の選択肢があることを主張^[6]して理解を求めています。この要請自体は法的根拠に基づくものですが、著者らの反発の背景には(著作権への理解不足もあるかもしれませんが)これまでの同社のOAへの姿勢^[7]に対する根深い懐疑があるように思えます。

デフォルトにせよ自己選択にせよ、OAの拡大には、学術情報流通に関する研究者の深い理解が必須です。図書館のOAや著作権に関するアドボカシー活動がなかなか研究者に届かないとのぼやき^[8]も見られますが、折々のトピックを身近なものと感じてもらえるよう、これからも伝え続けていきたいと思います。:-)

[1] <http://current.ndl.go.jp/node/22967>

[2] <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d113:h.r.3547>:

[3] <http://www.sparc.arl.org/advocacy/national/fastr>

[4] <http://www.sparc.arl.org/news/omnibus-appropriations-bill-codifies-white-house-directive>

[5] <http://scholarlykitchen.sspnet.org/2014/01/16/new-us-public-access-legislation-included-in-government-funding-bill/>

[6] <http://www.elsevier.com/connect/a-comment-on-takedown-notices>

[7] <http://www.elsevier.com/about/issues-and-information/newmessengerwa>

[8] <http://www.insidehighered.com/blogs/library-babel-fish/when-you-give-your-copyright-away>

文: 西園由依 (鹿児島大学附属図書館)



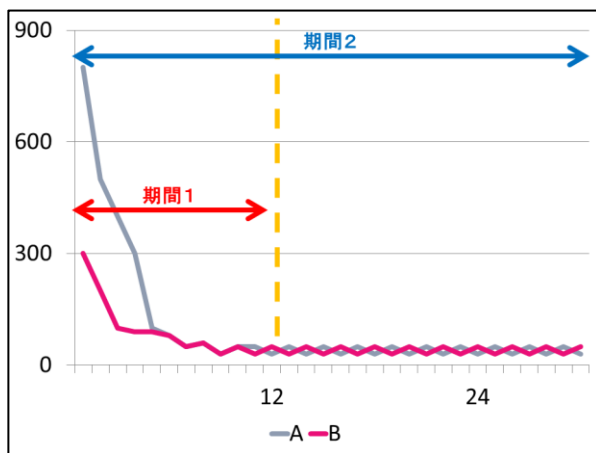
A long usage half-life does not mean an article has been read longtime.

アメリカ出版者協会 (AAP) の資金提供の下で行なわれた、学術雑誌論文の利用半減期に関する調査のレポートが公開されました^{[1][2]}。ここでいう利用半減期とはある雑誌に掲載された論文の累積ダウンロード数が、総ダウンロード数の半分に達するまでの期間の中央値をとった、というものです。実際の分析を担当したのはOAが論文の被引用数に与える影響や電子ジャーナル利用数に与える影響を研究したり、OA雑誌に機械生成した論文を投稿して採択されるかをチェックしたり^[3]と、OA関係の研究やいたずら(?)をいくつも手がけてきたPhilip Davis氏でした。

Davis氏の分析では2,812の学術雑誌について、掲載論文の利用データに基づき利用半減期(当該)を算出し、分野ごとの状況等を示しています。調査結果によると、利用半減期が12カ月以下の雑誌は全体の3%程度で、最も利用半減期の短い医学分野でも利用半減期の中央値は25-36カ月、最も長い人文学、物理学、数学分野では利用半減期の中央値は49-60カ月であったとしています。サンプルの取り方等の制限もあるとはしていますが、この結果に基づいてAAPは論文の利用半減期は分野によって大きく異なり、また従来思われていたよりも長い、故に現在広く採用されているエンバーゴ期間の長さ(12ヶ月)は見直すべきである、と議論を展開しています^[4]。

確かに、利用半減期の長さは分野によって多様でしょう。エンバーゴ期間の長さについても、分野を問わず一律に設定していいのかは考えるべきかも知れません。ただ、この二つは別の話です。そもそも、Davis氏が今回算出した「利用半減期」は、実際のところ「論文がどれだけ長く使われ続けるか」を意味していないからです。

今仮にA、Bという2つの論文があったとして、月毎のダウンロード数が図のようであったとします(あくまで仮定のデータです)。出版後、半年程度はA論文の方がよくダウンロードされていて、その後はAもBもほぼ同程度のダウンロード数で推移したとします。出版から1年以降のダウンロード数はだいたいどちらも毎月同程度で、特にどちらかが長く使われているわけではありません。しかし前述の定義に基づけば、利用半減期が短いのは出版直後の利用が多かったAの論文の方です(全ダウンロード数中の、初期のダウンロード数の占める割合が大きいため、半分に達するまでの期間が短くなる)。言い換えれば、利用半減期が長い論文(例えばB)というのは、必ずしも長く使われ続ける論文ではなく、出版直後に大して読まれていなかった論文かも知れないのです。



また、集計期間によっても利用半減期は変わります。図の期間1(出版後12ヶ月間)で計算した場合と期間2(出版後30ヶ月間)で計算した場合、18ヶ月間のダウンロード数の分だけダウンロード総数が増え、初期のダウンロード数が占める割合が減るため、期間2の方が利用半減期は長くなります。

初期のダウンロード数の差や集計期間の影響がないかを確認するには、ダウンロード数の推移を見る必要があります。出版直後のダウンロード数に分野等の差がなかったり、ダウンロード数が出版後しばらくするとほとんどゼロになるというのであれば、利用半減期は実際の「利用」の半減期と言えるかも知れません。しかし、今回のレポートではダウンロード数の推移は示されておらず、利用半減期の長さが「長く読まれ続ける」ことを意味するのかわからないものになっています。

この手の分析の問題点の指摘は本来、Davis氏が十八番とするところですから、もちろん本人は問題点があることは承知の上なのでしょう。スポンサーであるAAPに配慮して、都合良く使えるところで分析の手を止めたか、いつか論文として発表することを考えて結果の全ては出さなかったのか。いずれにしても、現状出されている結果はAAPが言うような「エビデンス」には程遠いものです。データに騙されない態度を培っていきたいですね。



佐藤 翔

同志社大学社会学部教育文化学科学科助教

ブログ「かたつむりは電子図書館の夢をみるか」管理人 (<http://d.hatena.ne.jp/min2-fly/>)

[1] <http://www.publishers.org/attachments/docs/journalusagehalf-life.pdf>

[2] <http://current.ndl.go.jp/node/25204>

[3] <http://scholarlykitchen.sspnet.org/2009/06/10/nonsense-for-dollars/>

[4] <http://publishers.org/press/124/>

